

水循環施策の取組状況

平成30年 9月

内閣官房 水循環政策本部事務局

水循環基本法と水循環基本計画

1. 水循環基本法

水循環基本法(平成26年4月2日公布、7月1日施行)のポイント

1. 水循環に関する施策を推進するため、**水循環政策本部**を設置
2. 水循環施策の実施にあたり**基本理念**を明確化
3. 国、地方公共団体、事業者、国民といった**水循環関係者の責務**を明確化
4. **水循環基本計画**の策定
5. 水循環施策推進のための**基本的施策**を明確化

水循環施策の総合的かつ一体的推進

健全な水循環の維持又は回復

経済社会の健全な発展
国民生活の安定向上



第1回水循環政策本部会合(2014年7月18日)
で挨拶する安倍内閣総理大臣

水循環政策本部－内閣に設置－

目的 水循環に関する施策を“集中的”かつ“総合的”に推進するため。

組織
 水循環政策本部長:内閣総理大臣
 水循環政策副本部長:内閣官房長官及び
 水循環政策担当大臣
 水循環政策本部員:すべての国務大臣

事務

- ✓ 水循環基本計画の案の作成及び実施の推進
- ✓ 関係行政機関が水循環基本計画に基づいて実施する施策の総合調整
- ✓ 水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整

2. 水循環基本計画（平成27年7月10日閣議決定）

総論

- 水循環と我々の関わり
- 水循環基本計画の位置付け、対象期間と構成

第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

- 1 流域における総合的かつ一体的な管理
- 2 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進
- 3 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保
- 4 水の利用における健全な水循環の維持
- 5 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進

第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 流域連携の推進等 -流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み-
 - (1) 流域の範囲
 - (2) 流域の総合的かつ一体的な管理の考え方
 - (3) 流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定
 - (4) 流域水循環計画
 - (5) 流域水循環計画の策定プロセスと評価
 - (6) 流域水循環計画策定・推進のための措置
- 2 貯留・涵養機能の維持及び向上
 - (1) 森林 (2) 河川等 (3) 農地 (4) 都市
- 3 水の適正かつ有効な利用の促進等
 - (1) 安定した水供給・排水の確保等
 - (2) 持続可能な地下水の保全と利用の推進
 - (3) 水インフラの戦略的な維持管理・更新等

- (4) 水の効率的な利用と有効利用
- (5) 水環境
- (6) 水循環と生態系
- (7) 水辺空間
- (8) 水文化
- (9) 水循環と地球温暖化

4 健全な水循環に関する教育の推進等

- (1) 水循環に関する教育の推進
- (2) 水循環に関する普及啓発活動の推進

5 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

6 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施

- (1) 流域における水循環の現状に関する調査
- (2) 気候変動による水循環への影響と適応に関する調査

7 科学技術の振興

8 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

- (1) 国際連携
- (2) 国際協力
- (3) 水ビジネスの海外展開

9 水循環に関わる人材の育成

- (1) 産学官が連携した人材育成と国際人的交流

第3部 水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1 水循環に関する施策の効果的な実施
- 2 関係者の責務及び相互の連携・協力
- 3 水循環に関して講じた施策の公表

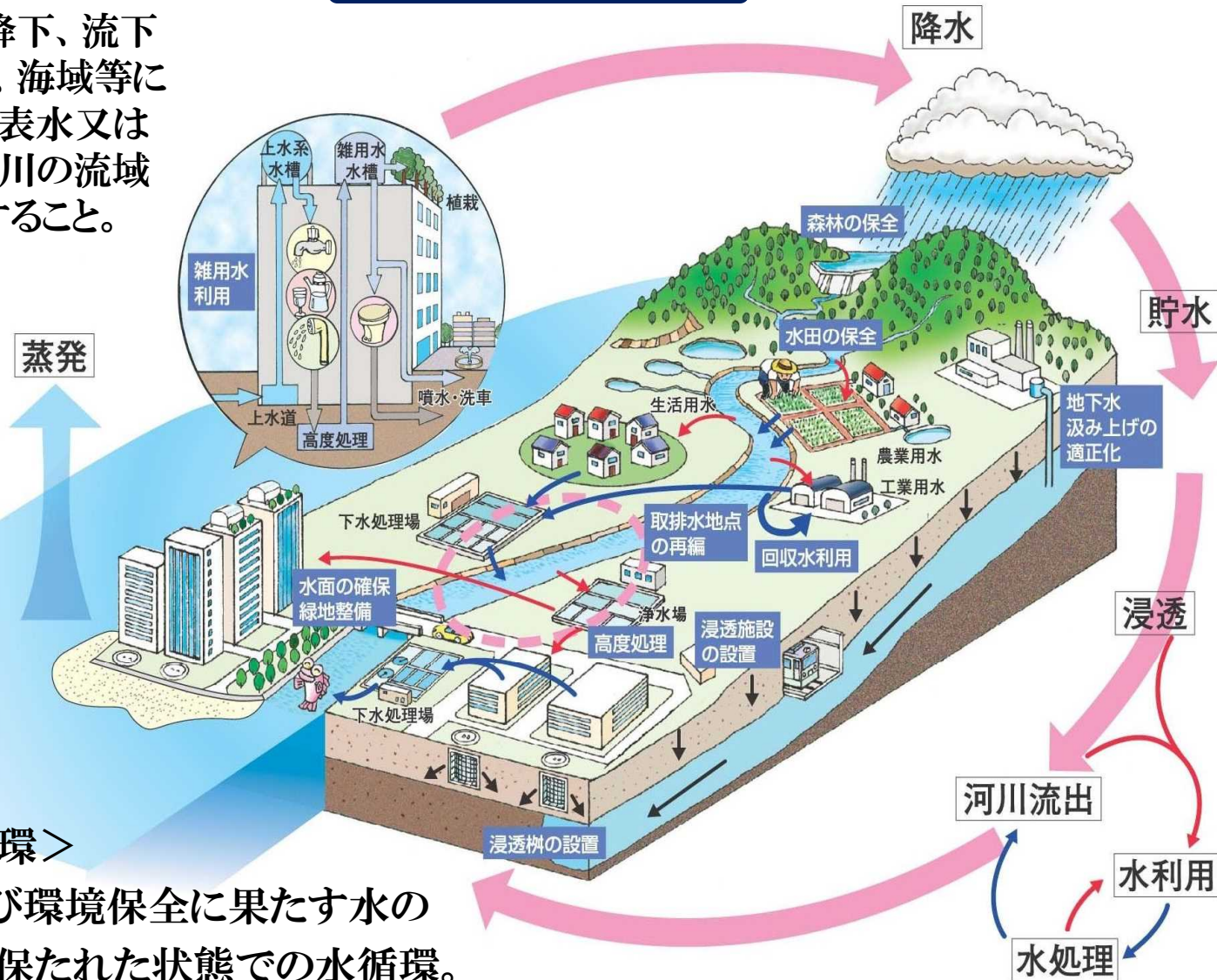
水循環に関する課題

3. 水循環の姿 ～健全な水循環～

<水循環>

水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環すること。

健全な水循環の姿



<健全な水循環>

人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環。

4. 水循環に関する課題 ～ 過去における深刻な課題 ～

- 洪水、渇水といった課題に加え、高度経済成長期の経済や産業の発展とともに河川の水質汚濁や地盤沈下などの水循環に関する課題が顕在化。
- これに対して水がもたらす恩恵を享受しつつ水に関する災いを回避すべく、国を挙げて必要なインフラや制度の整備を実施してきた。

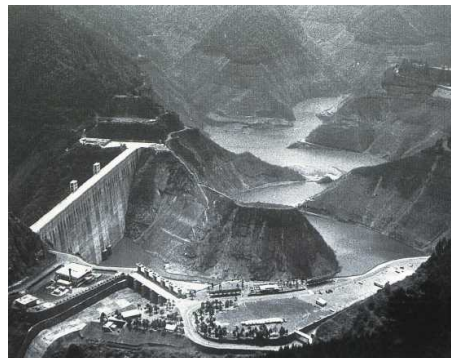
過去における 水循環の深刻な課題の例

洪水



昭和20年代
カスリーン台風により利根川が破堤し洪水となった熊谷地域の浸水の様子

渇水



昭和30年代
首都圏での水需要が急増する中、無降雨の状況が続き、貯水率が2%になった小河内ダムの様子

地盤沈下



昭和30年代
地盤沈下により尼崎末広町の発電所沿いの道路が水没し、電信柱だけが水面上に残っている様子

水質汚濁



昭和40年代
合成洗剤を含む生活排水により白く泡だった多摩川で釣りをする一般市民

4. 水循環に関する課題 ～ 今後取り組むべき課題 ～

- 洪水や渇水、水質汚濁、地盤沈下など、水循環に関する深刻な課題については、これまで一定程度改善がなされてきたが、依然として地域における水循環に関する課題は残されている。
- 水循環に関する課題は流域毎に異なり、流域における関係者が地域の特性に応じて連携し、水循環の健全化に取り組む必要がある。

今後取り組むべき課題の例



水源林の荒廃



渇水



洪水



水インフラの老朽化



閉鎖性水域の水質



地下水位の低下や湧水の枯渇



都市化の進展による浸水被害

これまでの主な取組

5. 流域連携の推進

水循環基本計画の概要

(平成27年7月10日閣議決定)

総論

- 水循環と我々の関わり
- 水循環基本計画の位置付け、対象期間と構成

第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

- 1 流域における総合的かつ一体的な管理
- 2 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進
- 3 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保
- 4 水の利用における健全な水循環の維持
- 5 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進

第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 流域連携の推進等 -流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み-
 - (1) 流域の範囲
 - (2) 流域の総合的かつ一体的な管理の考え方
 - (3) **流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定**
 - (4) 流域水循環計画
 - (5) 流域水循環計画の策定プロセスと評価
 - (6) 流域水循環計画策定・推進のための措置
- 2 貯留・涵養機能の維持及び向上
 - (1) 森林 (2) 河川等 (3) 農地 (4) 都市
- 3 水の適正かつ有効な利用の促進等
 - (1) 安定した水供給・排水の確保等
 - (2) 持続可能な地下水の保全と利用の推進
 - (3) 水インフラの戦略的な維持管理・更新等

- (4) 水の効率的な利用と有効利用
- (5) 水環境
- (6) 水循環と生態系
- (7) 水辺空間
- (8) 水文化
- (9) 水循環と地球温暖化

4 健全な水循環に関する教育の推進等

- (1) 水循環に関する教育の推進
- (2) 水循環に関する普及啓発活動の推進

5 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

6 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施

- (1) 流域における水循環の現状に関する調査
- (2) 気候変動による水循環への影響と適応に関する調査

7 科学技術の振興

8 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

- (1) 国際連携
- (2) 国際協力
- (3) 水ビジネスの海外展開

9 水循環に関わる人材の育成

- (1) 産学官が連携した人材育成と国際人的交流

第3部 水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1 水循環に関する施策の効果的な実施
- 2 関係者の責務及び相互の連携・協力
- 3 水循環に関して講じた施策の公表

6. 流域水循環計画策定の推進

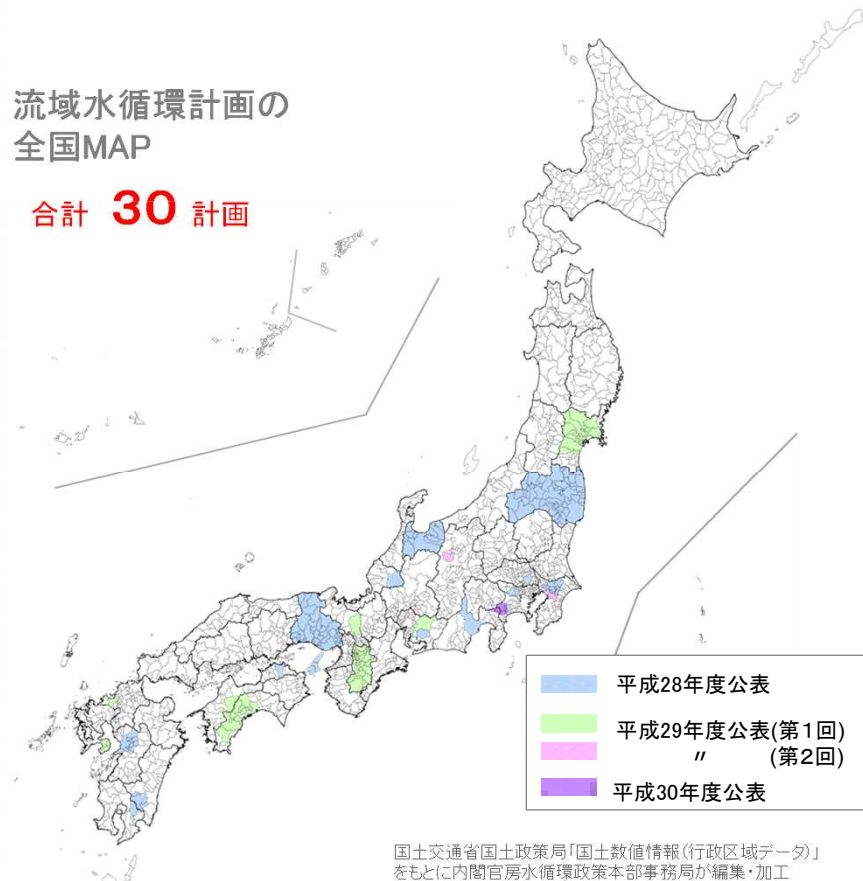
健全な水循環の維持又は回復に取り組む各地域の計画を国として初めてとりまとめ、平成28年度「流域水循環計画」の第一弾17計画公表を皮切りに、平成30年6月時点で全国で**30計画**を公表。

流域水循環計画の公表

平成28年度公表 (1月)		17 計画	平成29年度公表 (4月)		12 計画
提出機関	計画名		提出機関	計画名	
福島県	うつくしま「水との共生」プラン		宮城県	鳴瀬川流域水循環計画	
千葉県	印旛沼流域水循環健全化計画 ・第2期行動計画		宮城県	北上川流域水循環計画	
富山県	とやま21世紀水ビジョン		宮城県	名取川流域水循環計画	
兵庫県	ひょうご水ビジョン		奈良県	なら水循環ビジョン	
熊本県	熊本地域地下水総合保全管理計画 ・第2期行動計画		高知県	四万十川流域振興ビジョン	
宮崎県	都城盆地硝酸性窒素削減対策基本計画 ・同実施計画(最終ステップ)		高知県	第2次仁淀川清流保全計画	
さいたま市	さいたま市水環境プラン		長崎県	第2期島原半島窒素負荷低減計画 (改訂版)	
八王子市	八王子市水循環計画		豊田市	水環境協働ビジョン ～地域が支える流域の水循環～	
国立市	国立市水循環基本計画		京都市	京都市水共生プラン	
秦野市	秦野市地下水総合保全管理計画		福岡市	福岡市水循環型都市づくり基本構想	
座間市	座間市地下水保全基本計画				
大野市	越前おおの湧水文化再生計画		(1月)		
静岡市	第2次静岡市環境基本計画の一部、 及び、しずおか水ビジョン		提出機関	計画名	
岡崎市	岡崎市水環境創造プラン		千葉市	千葉市水環境保全計画	
高松市	高松市水環境基本計画		安曇野市	安曇野市水環境基本計画 ・同行動計画	
熊本市	第2次熊本市地下水保全プラン				
			平成30年度公表 (4月)		1 計画
			提出機関	計画名	
			神奈川県	酒匂川総合土砂管理プラン	

流域水循環計画の 全国MAP

合計 **30** 計画

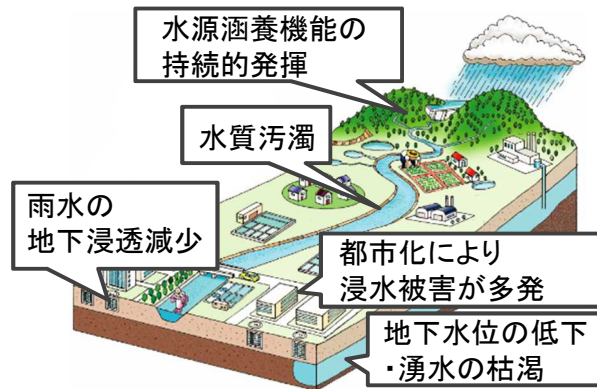


国土交通省国土政策局「国土数値情報(行政区域データ)」
をもとに内閣官房水循環政策本部事務局が編集・加工

全国の水循環に関する計画のうち、水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」として平成30年6月時点で合計で30計画を公表。

7. 先進的な流域マネジメントに関するモデル調査

水循環に関する課題の例



健全な水循環の維持・回復に向けた流域連携の枠組み
(水循環基本計画で提案)

流域マネジメント

- ・ 「流域水循環協議会」を設立
- ・ 「流域水循環計画」を策定
- ・ 計画に基づき、水循環に関する施策を推進

手引き・事例集等
により全国的に推進

流域マネジメントを推進する上での課題

○既往の取組みから分かった課題

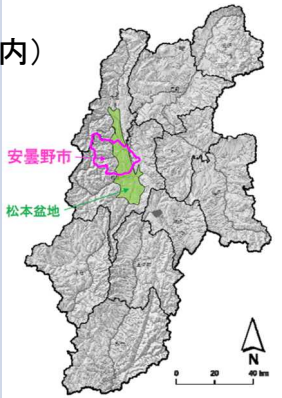


- ・ 協議会の運営や計画策定のノウハウ不足(水循環は関係者が広範に及び、利害も複雑)
- ・ インセンティブが見出しにくい ・ 予算確保が困難 ・ 活動の持続性・継続性

モデル調査により解決策を抽出

○実地におけるモデル調査の実施を通じて、成功へのヒントを抽出

- ・ 広範かつ利害が対立する関係者間の円滑な合意形成手法
- ・ 計画策定のメリット設定及び関係者間での共有手法
- ・ 民間団体からの投資の誘導策手法 ・ 計画策定及び実施に関する各組織・関係者の役割・責任分担

7. 先進的な流域マネジメントに関するモデル調査（平成30年度）

地域	安曇野市	千葉県	鹿児島
計画名	安曇野市水環境基本計画 ・同行動計画	印旛沼流域水循環健全化計画 ・第2期行動計画	未策定
団体名	安曇野市水資源対策協議会	印旛沼流域水循環健全化会議	錦江湾奥会議
対象とする地域	松本盆地 (安曇野市内) 	印旛沼流域 	鹿児島市、霧島市、始良市、垂水市 
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> 地下水涵養、保全に関する資金調達方法 施策の実現に向けた環境づくり 他の協議会との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 印旛沼の水質 土地利用変化に伴う影響(雨水の浸透量の変化等) 健全化のための財源確保 行政間相互の連携 	<ul style="list-style-type: none"> 錦江湾奥の環境美化 豊かな自然や水質、生物の保護・保全と共生 観光面での連携
モデル調査の主なポイント	<ul style="list-style-type: none"> 住民や民間企業との連携による新たな地下水涵養、再利用、節水手法の調査体制構築 	<ul style="list-style-type: none"> 第2期計画の成果・課題を踏まえ第3期計画策定に向けた方向性の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 錦江湾奥を共有する4市が行政境を超え、水循環の視点からの新たな計画策定

8. 流域マネジメント推進のための手引き・事例集の作成

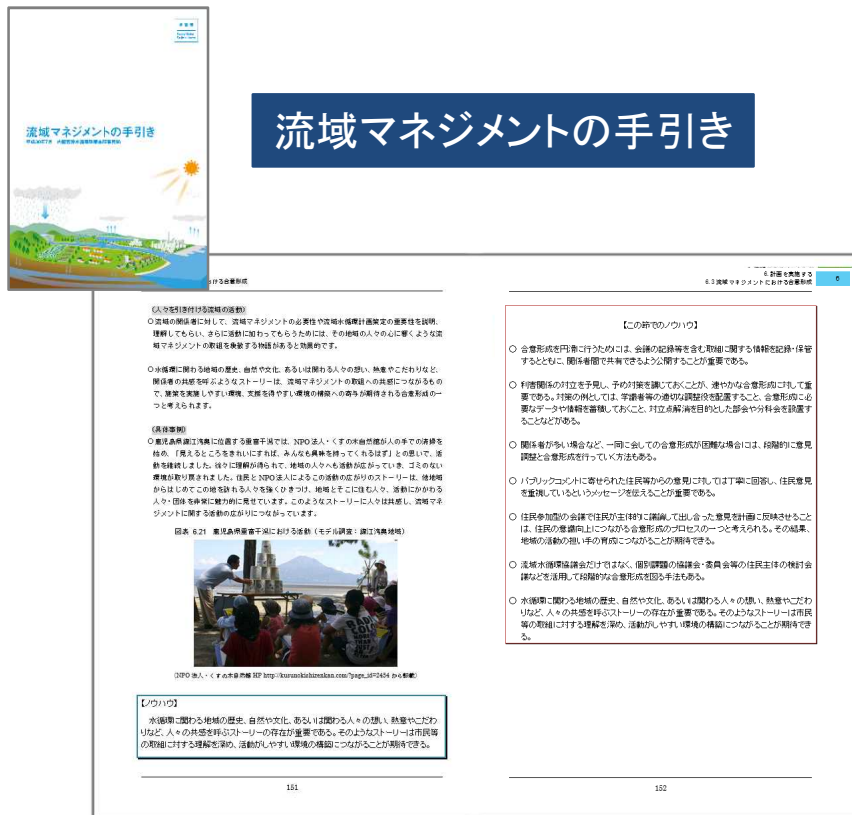
平成28年4月

流域水循環計画の策定を推進するための手引きおよび計画事例集を作成し、公表。

概念的な説明や計画の紹介が中心。課題解決についての具体的な説明が不十分な点があった。

平成30年7月

モデル調査やヒアリングなどで得られた流域マネジメントのノウハウを「手引き」や「事例集」として新たに作成・公表。



流域マネジメントに取り組むメリットや、協議会の設立、計画策定から資金確保に至るまで完全網羅。

流域マネジメントに取り組んでいる団体の具体的な活動事例を通じて、成功のための「鍵」について解説。

9. 関係省庁の連携 ～ 地下水マネジメントの推進 ～

- これまで複数の省庁が関与する取組に関しては、施策等の調整に時間を要することがあった。
- 内閣官房水循環政策本部事務局設置後、各省庁が連携し、地方自治体が地下水マネジメントに取り組む際に参考となる「地下水マネジメントの導入のススメ」と「合意形成の進め方」をとりまとめて公表。

平成29年4月

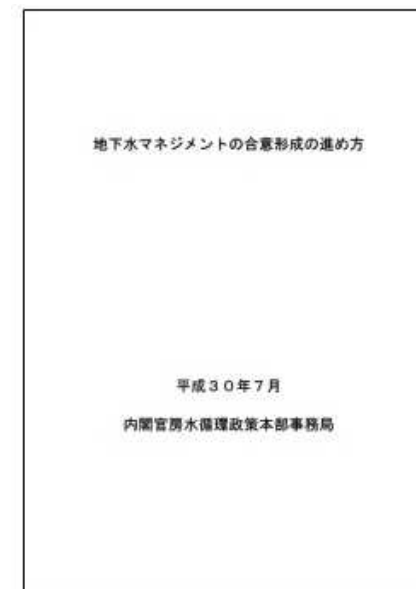
地下水マネジメント 導入のススメ



地下水協議会を設置する等、地下水マネジメントを導入する際の初期段階に役立つ事項を
取りまとめ

平成30年7月

地下水マネジメントの 合意形成の進め方



地下水マネジメントを進めていく段階で必要となる、
地域の関係者の方々との連携や合意形成の図り
方等について、順序立てて解説

10. 水循環施策(水循環白書)の報告・公表

水循環基本法第12条に基づき、政府は、毎年、国会に、水循環に関して講じた施策に関する報告を提出。平成28年より報告を行っており、本年(平成30年版)は3回目。

平成30年版白書は3部で構成。

特集 〈平成30年版テーマ〉

渇水を通じて水の有効利用を考える ～水を賢く使う、長く使う～

第1節 我が国における渇水

第2節 渇水への対応

第3節 水を賢く使う、長く使う



平成6年の渇水時の早明浦ダム
(高知県)



再生水を親水用水として活用している
「せせらぎの里」(東京都)

コラム  日本初の近代水道の建設 等

第1部 水循環をめぐる動向

水循環と我々のつながり、水循環に関する施策の背景と展開状況について説明。

第2部 平成29年度 水循環に関して講じた施策

水循環基本計画（平成27年7月閣議決定）に沿って政府の取組の進捗状況を報告。

1.1. 普及啓発 ～「水の日」(8月1日)関連行事～

水を考えるつどい

- 日時:平成30年8月1日(水)
- 主催:水循環政策本部、国土交通省、水の週間実行委員会等
- 場所:イイノホール
- 内容:全日本中学生水の作文コンクール最優秀作文披露、基調講演(原田・日田市長)、パネルディスカッションほか



写真:第42回 水を考えるつどい(平成30年8月1日)

水のワークショップ・展示会

- 日時:平成30年8月14日(火)～16日(木)
- 主催:水循環政策本部、国土交通省、水の週間実行委員会等
- 場所:東京国際フォーラム
- 内容:小学生向けワークショップなど参加体験型イベント



写真:水のワークショップ・展示会(平成30年8月14日)

「水の日(8月1日)」関連行事の公表

- 内閣官房及び国土交通省のHPにおいて地方公共団体やその他関係団体が主催する、見学イベントや参加型イベント等の「水の日(8月1日)」関連行事を公表



「健全な水循環」に関するロゴマーク

- 平成28年度の関連行事数:157行事(39都道府県)
- 平成29年度の関連行事数:208行事(44都道府県)
- 平成30年度の関連行事数:238行事(45都道府県)

国・地方公共団体等における取り組み例

- 全日本中学生水の作文コンクール
[水循環政策本部、国土交通省、都道府県]



第40回最優秀賞受賞者(平成30年8月1日)

- 水の週間打ち水大作戦
[国土交通省・東京都などで開催]



打ち水をする水の天使とアースくん(H27)

- 子ども向けイベント
[全国の地方公共団体等]



- 上下流交流活動
[全国の各種団体]



豊川用水上下流交流事業(平成28年8月3日)など

12. 普及啓発 ～ 内閣官房 水循環ウェブサイトの立ち上げ～



水循環に関する政府の取組や、各地域における活動を写真や図を交えてわかりやすく開示したウェブサイトを新たに立ち上げ(平成30年8月1日)。

13. 流域水循環計画に基づき実施される事業の推進 (社会資本整備総合交付金等)

新たに平成30年度より、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の「配分に当たっての事業横断的な配慮事項」として、『「流域水循環計画」に基づき実施される事業を含む整備計画※である場合には、配分に当たって一定程度配慮する』とされた。今後はこれらの交付金を活用した健全な水循環の維持又は回復に向けた取組の推進が期待される。

※ 河川事業、下水道事業、都市公園事業、都市再生整備計画事業、砂防事業などの水循環基本法、水循環基本計画と関係性の大きい整備計画については、配慮に該当する。

H30年1月23日送付版

社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金 における配分の考え方 (平成30年度)

配分に当たっての事業横断的な配慮事項

- ストック効果の最大化を図る観点から、
 - ・ 事業完了が目前で、あとなずかな投資で大きな経済効果が発揮される事業
 - ・ 民間投資計画と連動して大きな経済効果が発揮される事業を含む整備計画である場合には社会資本整備総合交付金の配分に当たって一定程度配慮する。
- PPP/PFIの活用による民間投資の誘発を促進する事業を含む整備計画である場合には社会資本整備総合交付金の配分に当たって一定程度配慮する。
- 国土強靱化等の取組により国民の安全・安心の確保を推進する観点から、
 - ・ 頻発する風水害・土砂災害や大規模地震・津波に対する総合的な防災・減災対策
 - ・ インフラ長寿命化計画を踏まえた総合的な老朽化対策等を緊急に進める横串・大括り化した総合的な整備計画である場合には、防災・安全交付金の配分に当たって一定程度配慮する。
- 国土強靱化地域計画に基づき実施される事業を含む整備計画である場合には防災・安全交付金の配分、定住自立圏共生ビジョン、連携中枢都市圏ビジョン又は流域水循環計画に基づき実施される事業を含む整備計画である場合には社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の配分に当たって一定程度配慮する。

- 国土強靱化地域計画に基づき実施される事業を含む整備計画である場合には防災・安全交付金の配分、定住自立圏共生ビジョン、連携中枢都市圏ビジョン又は流域水循環計画に基づき実施される事業を含む整備計画である場合には社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の配分に当たって一定程度配慮する。